

■美容医療サービスのトラブル

－「10万円」のつもりが「70万円」の契約！？即日施術は避けリスク等の確認を！－

美容医療サービスのトラブルが10～20歳代の若者に増えています。全国の消費生活センター等には、以下のような相談が寄せられています。

<相談事例>

【事例1】「10万円全身脱毛」の広告を見たが、実際は70万円の高額コースを勧められ解約したい

【事例2】「手術当日に化粧できる」という二重まぶた形成術を受けたが、術後の腫れが引かない

<トラブル防止のポイント>

- ・その場で契約・施術をしないようにしましょう
- ・クリニックの広告には「誤認させるおそれのあるビフォーアフター写真」「費用を強調した広告」などのNG表現があることを覚えておきましょう
- ・施術前にリスクや副作用を確認し、医師から十分に説明を受けて検討しましょう
- ・「お金がない」なら「契約しない」ときっぱり断りましょう
- ・2022年4月から『18歳で大人』に！一人で契約できる半面、原則として一方的にやめることはできません。不安に思った時、トラブルにあった時は「188」に相談しましょう

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆Facebookで暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★Facebookに登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

## 【消費生活に関するご相談は・・・】

### ☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

### ☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

#### ◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

#### ◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

#### ◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

---

### ☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

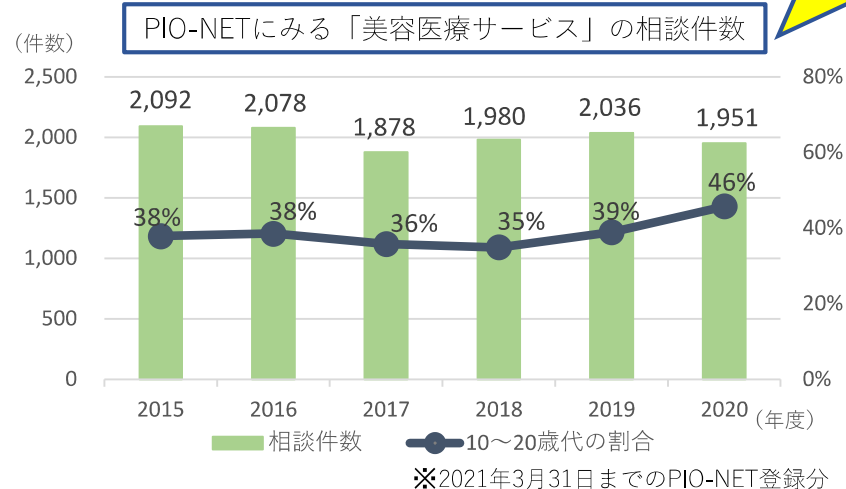
○申込先 → [iness.csm@pref.oita.jp](mailto:iness.csm@pref.oita.jp) （メルマガ専用アドレス）

# 美容医療サービスのトラブル

10～20歳代の  
割合が増加！

## 【事例1】10万円で全身脱毛のはずが、70万円に...

「10万円の全身脱毛」のSNS広告を見て、クリニックに出向いたところ「広告の施術は効果が低い。本来70万円コースを60万円にする」と勧められ、契約してしまった。後悔してクーリング・オフを申し出たが、応じてもらえない。（20歳代 男性）



## 【事例2】契約当日に手術を受けたが腫れが引かない...

「二重まぶたの手術が1日で可能。手術当日に化粧できる」というSNS広告をみて、カウンセリングを申し込んだ。カウンセラーから「50万円の手術は腫れない」「一緒に脂肪吸引もやるとよい」と勧められ90万円の契約を結んだ。そのまま当日に手術を受けることになったが、術後1週間経っても腫れが引かない。リスクの説明はなかった。（20歳代 女性）



## トラブルに遭わないためのポイント

- **その場で契約・施術をしない**
- 広告には**NG表現**があることを知っておく
- 施術前に**リスクや副作用の確認**を
- 「**お金がない**」なら「**契約しない**」
- **2022年4月から「18歳で大人」に！**  
一人で契約できる半面、原則として一方的にやめることはできません。契約は慎重にしましょう。